

③公的機関・職員による差別事件

社会福祉施設など公的施設の職員による、あるいは公的事業に関わる研修の場における講師による差別発言があいついで報告されている。

滋賀県では、二〇一〇年三月二日、甲賀市内の高齢者福祉施設・事業所内で法人の人権教育推進委員会主催の人権研修会におけるグループ討議のなかで、前施設・事業所長が「私は親から、部落の人と結婚すると言われた。私は何でも理由を聞かないと気が済まないの、何故かと尋ねると、そういう人たちは近親交配・近親結婚に近い結婚をされて遺伝子が濃くなるから、おかしな人が生まれやすくなる。そういう人らと結婚すると自分の子どももそうなるからと言われ納得した」と発言した。差別発言は放置される形で研修会は終了し、六月一〇日に甲賀・湖南人権センターに相談が持ち込まれたことから差別発言として発覚した。二〇一一年三月二七日に甲賀市土山開発センターで、甲賀市内福祉施設職員や行政職員、市民など二二〇名が参加する「甲賀市内の高齢者福祉施設・事業所における差別発言を考える学習会」が取り組まれた。

東京都では、二〇一一年七月、九月に三回にわたって都福祉保健局主催で開かれ、のべ九〇〇名が参加した「社会福祉事業従事者人権研修会」で、講師が部落差別を助長する研修をおこなっていたと、受講した部落解放同盟東京都連合会の同盟員二名から提起があった。研修内容で問題とされたのは、第一に部落の低位性のみを強調していること、第二に「仙台市の人はいますか？」と会場に呼びかけ、未組織の被差別部落の所在地・地名を述べたこと、A4判のレジュメの三分の一を「穢多」「長吏」などの差別語の羅列に費やし「差別語は命に関わるので絶対に使わないでください」と禁句集的な考え方を示したことである。

長野県では、二〇一一年一〇月九日、佐久市内公的福祉施設職員による差別発言事件が起きている。施設職員三人で精神疾患のある入所者Aさんの入浴介護をするさい、職員の一がおこなったもの。Aさんが指示に従わなかったため、一人の介護職員がAさんにたいして「こういう病気の方は、こういう性格だ」と述べ、つづけて「よつのしょうもこういう性格だ」と発言した。別の介護職員一人がその発言を聞き驚いたものの、その場は介護を終了させ、その日の午後、所長に発言を報告した。部落解放同盟佐久地区協議会では、差別語を用いた重大な差別発言であること、また当該施設では職員にたいする同和教育研修がまったく実施されていなかったことを明らかにした。さらに、職場環境から、差別を告発、糾弾した職員が、結果として辞職せざるを得ない事態となった。部落解放同盟長野県連合会と佐久地区協議会が二〇一二年三月一九日、佐久広域連合事務局講堂で「確認集会」をひらき、事件の問題点と今後の部落解放に向けた教育・啓発の方向性を確認した。